

## 監査公表第14号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年12月11日

新城市監査委員 原 義弘  
新城市監査委員 下江洋行

第1 監査種別  
定例監査・行政監査

第2 監査の対象  
健康福祉部（こども園）  
千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、長篠こども園  
鳳来こども園、山吉田こども園、大野こども園、おおぞら園

第3 監査に当たった監査委員  
原 義弘、下江洋行

第4 監査の期間  
令和2年9月10日～令和2年12月10日

第5 監査の方法  
監査実施計画に基づき上記こども園に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、各こども園の現地査察を実施した。

第6 監査の結果  
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

健康福祉部  
【こども園】

意見 1

東南海地震などの大規模災害発生時において、園児を安全に保護者へ引き渡すことが出来るよう、引き渡しの方法等について、あらかじめ文書により保護者へ周知されたい。

意見 2

公有財産に関する調書に記入のない箇所が見受けられた。こども未来課とともに情報把握に努め、適切な資産管理をされたい。